

ID: 3067

担当部署: 健康福祉部 高齢者支援課 高齢福祉係

処分の概要	指定居宅サービス事業者に対する勧告に係る措置の命令		
法令名 根拠条項	介護保険法 第76条の2第3項		
法令番号	平成9年法律第123号		
<p><b>【基準】</b></p> <p>法第76条の2第3項の規定による。 (勧告、命令等)</p> <p>第76条の2</p> <p>3 都道府県知事は、第1項の規定による勧告を受けた指定居宅サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該指定居宅サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。</p>			
備考			
設定年月日	平成 28 年 7 月 31 日	最終変更年月日	年 月 日